

要求と知恵を集め 健康と職場機能を守ろう

【自治体で労働組合が多彩に行動】

出勤抑制の徹底で感染拡大防止へ

組合要請で、出勤者抑制の数値目標を明らかにした在宅勤務制度を導入することになりました。前日までに在宅業務内容を所属長に口頭で伝え、勤務後は報告書で所属長へ報告するスタイルです。

所属によっては、出勤者を5割にするという在宅勤務の「狙い」が理解されず、口頭であっても事前申請の力が問題になっています。

5月6日の終息は考えられません。さらなる出勤者の抑制、いのち・健康・労働条件の保持求め、労働組合の出番です。現場の声を捉え、職員・市民のいのちとくらしを守るとりくみをすすめます。

所沢市職労執行委員長 宮川知也

感染機会削減は“職専免”で

新座市では、県本部が3月上旬に提起した要求に応えるかたちで、4月10日に5月6日までの間、全職員5日間の職務専念義務免除が周知されました。緊急事態を乗り越える積極策です。出勤抑制が困難な職場で工夫できる環境整備のためにも有効です。今、接触機会の実効ある削減が何より大切なことを基本にすべきです。

政府の緊急事態宣言により出勤抑制が必要なのですか、どの市にもある「職務に専念する義務の特例に関する条例」にもとづいて「任命権者が定める場合」を適用することは可能であり理屈にかなった方法です。

新座市職労執行委員長 松本貢一

接触削減と医療の現場に支援を

全国の医療従事者は、一人でも多くの命を守ろうと感染の不安を抱えながらも頑張っています。まるで映画の中にでもいるようです。

とにかく、感染者を増やさないでください。そのためには出勤の自粛が必要です。もっと徹底しなければ感染は抑えられず、結果として医療現場は疲弊してしまいます。

民間も含め、医療現場ではマスク、手袋、フェイスシールド、ガウンなどが不足し始めています。その対策も強めてください。長期化が予想されており、緊急対応だけではない長期的な医療体制もつくってください。

さいたま市職労副執行委員長 増子直美（病院分会）

回収量は増加、でも接触削減策を

民間企業では3月から在宅勤務が進んでいるようで、日頃できない片づけをしているのか家庭ごみが増えています。したがって、私たち自身は出勤の削減が困難になっていますが、接触を避け可能な限り出勤を減らす努力をしています。その努力に応える当局の対応と、市の庁舎の方で感染者を出さないための出勤抑制を徹底することを要求して運動しています。

川口市職労執行委員長 佐藤勝己（現業清掃部会）

● 要 求 し 、 命 命 ●

自治労連埼玉の各組合は当局とも連携して、職員のいのち・健康・暮らしを守る！自治体機能の継続を守る！

自治労連埼玉の各組合は当局とも連携して、職員のいのち・健康・暮らしを守る！

自治体機能の継続を守る！性・基礎疾患のある職員への特別配慮③庁舎・施設の感染防止強化と自治体機能存続④地域の暮らし・経営支援策の実施、⑤委託・指定管理による同様施策の徹底、⑥政府へ

の財源要請を提起しました。

組合員・職員の皆さんの要

求と知恵が必要です。職員の組合に声を届けてください。

● 健 康 ●

勤抑制を徹底、②妊娠中の女性・基礎疾患のある職員への特別配慮③庁舎・施設の感染防止強化と自治体機能存続④地域の暮らし・経営支援策の実施、⑤委託・指定管理による同様施策の徹底、⑥政府へ

の財源要請を提起しました。

組合員・職員の皆さんの要

求と知恵が必要です。職員の組合に声を届けてください。

● 仕 事 ●

次は、複雑な事前処理、実行中の不合理な処理の要求、管理職に新たな無駄を求める事後処理を簡素化すべきです。年度サイクル踏襲で不要不急の業務を発生させないことも必要です。

● を 守 る ●

次は、複雑な事前処理、実行中の不合理な処理の要求、管理職に新たな無駄を求める事後処理を簡素化すべきです。年度サイクル踏襲で不要不急の業務を発生させないことも必要です。

次は、複雑な事前処理、実行中の不合理な処理の要求、管理職に新たな無駄を求める事後処理を簡素化すべきです。年度サイクル踏襲で不要不急の業務を発生させないことも必要です。

※1 「国は、国家公務員に対する生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負つている」最高裁（昭和50年2月25日第三小法廷判決）また、労働契約法第5条（使用者は、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。）の趣旨は公務にも活かされるべきです。

「コロナ対応第2次要求書」を提出 職場実態で事態に合った対策強化を



編集・発行
自治労連
埼玉県本部
さいたま市浦和区
岸町7-12-8
電話048-866-0661
fax048-866-1186



感染拡大防止に

では必ずしも実行されない、この点、労働組合も「春闘要請回答」「長時間労働問題調査」などを行っている例があります。

第二に①コロナ対応職場、②繁忙期職場、③新たな政

各自治体で「出勤日」の抑制をしていても関わらず、府施策への対応を迫られて

一部自治体での出勤抑制へ改められています。それでも政府が求めれる「極力8割、人と人との接触を削減する」には足りない状況です。

一方で、いまだに時差出勤や土・日の振替で空間拡大だけの消極姿勢で迷走している例もあり、ただちに改善を求めます。

勤務省も4月13日付で

「出勤者の削減」（通知）

を発しており、状況をしつかりと確認すべきです。

第一の職場は「在宅勤務

としているにも関わらず、

府施策への対応を迫られて

一部自治体での出勤抑制へ改められています。それでも政府が求めれる「極力8割、人と人との接触を削減する」には足りない状況です。

一方で、いまだに時差出勤や土・日の振替で空間拡大

正規・非正規の差なし + 妊娠女性配慮を

保育園では、正規と会計年度任用職員の区別なく、シフトを組んで、週2日程度の出勤削減で働いています。

勤務せざるを得ない保護者にとって拠り所の保育園の役割を維持・継続するためにも、事務等で在宅が可能であったり、急を要さない業務には社会全体で出勤日を減らして感染を防止する体制を求めています。また、妊娠中の女性のために、万一を考えて特別休暇などの配慮が絶対に必要です。

川越市臨時保育士の会 代表 西島すみ子

“腹をくくった” 感染拡大防止を

職員の接触機会のさらなる削減のため「出勤者は職員数の3割とする」を目標として勤務を割り振る通知が出されました。しかし、業務への影響をどこまで“腹をくくって”取捨選択するかが示されていません。その例が人事評価の「実績評価」実施通知です。この非常時と先の見通せない困難事態の下で、例年どおりの作成通知は理解できません。事態をシッカリ把握すべきです。

県職員組合は、個人任せの姿勢に要求・申入れを行い、改善させていきます。これにより県民の命と生活を守り、コロナ感染拡大防止の最前線や後方支援で働く職員が安心して業務を遂行できる環境を整えます。

埼玉県職員組合 執行委員長 竹渕晴男

一步前へ

出勤抑制に
妊娠・基盤
どの自治体
にも「職務
に専念する
義務の特例」
する条例があり、要件に
は「任命権者が定める場合」
とあるはずです。社会の緊急事態
のためにも、職免を含めた
交代勤務体制で長期化に柔軟に対応する「任命権者の勤務」を示すことが期待され
ます。（実施自治体あり）

※2 使用者側として出勤せたい場合には、職員に対し離れて在宅勤務を命ずることなく勤務する場所を指定することになります。（「ルス感染症の大規模な感染拡大防止に向
けた職場における対応に

に任命権者の覚悟も必要
健疾患の職員には配慮を
次の課題は妊娠中の女性
や基礎疾患のある職員への
とりくみです。人事院の4
月6日付け通知の「6 妊
娠中の女性職員への配慮」
では左記の※2のとおり示
されており、趣旨を一步前
へ進めることを求めます。
なお、厚労省通知でも
「重症度は非妊娠と変わら
ない」としつつ、「妊娠中
に肺炎を起こした場合、妊娠
していいない時に
を控えさ
務命令と
などにより
が考えら
ので、「配慮がなさ
れるよう」要請し
ています。
そして、同通知

では、高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方は、重症化するリスクが高いと考えられていますので、休みやすい環境の整備等のとりくみ促進への協力を求めています。

始まっている委託等への出勤抑制依頼

委託・指定管理にも自治体職員同様の策を求めます。厚労省通知もありますが、一部の自治体では、すでに給食、閉鎖施設、通園児童の減少した保育の職場などで委託・指定管理者に出勤抑制を指示している自治体もあります。

職員の声を
聞かせようぜ!!

A circular graphic with a scalloped edge. Inside, there's a large clock face at the top with the text "ひろげ！とどけ！" in a stylized font. Below the clock, the text "職員を守れる労働組合へ" is written in a bold, blocky font.

してください
した歴史と
約役員制度を導入
修会場等で行わされました。
新入職員のみなさん！
労働組合の必要性を理解できましたか？「クミアイ」
の存在が良くわからない人がいるかもしれません。役員に尋ねてください。役員も短時間で理解してもらう苦心をしていますので！

会計年度任用職員の皆さん、あなたは大丈夫ですか？これから各自治体の給与・休暇制度等の格差が見えます。ここからは皆さんに参加する第二ラウンド。改善には組合のチカラが不可欠です。ぜひ組合に加入しましょう。

自治労連の目標は 職員と市民守ること

正規も非正規も、委託・指定管理も、自治体で働く労働者を守って、良い仕事をするための職員自治による団体・団結の力で職場を良くする団体が労働組合です。組合員の皆さんからも加入を呼びかけてください。

まつりさんの過労自殺などに時間外労働の上限が明記

今年はメーデー集会を開けないけれど！



職員の声を ひろげ！ とどけ！ 職員を守れる 労働組合へ



長時間労働を規制した歴史と
労働組合の社会的役割を考える

19世紀のアメリカでは、1日14時間を超える労働があたり前でした。労働者たちは「人間らしく生き、働きたい」と労働時間の短縮を求めて立ち上りました。

これがメーデーの起源です。日本では1920年5月2日（翌年から5月1日）に第1回のメーデーが上野公園で開かれ、約1万人の労働者が「8時間労働制の実施」「失業の防止」「最低賃金法の制定」などを求めました。

メーデーの起源

1886年5月1日には、全米で34万人がパレードに参加し、めました。

第一の8時間は仕事のために、第二の8時間は休息のために、そして残りの8

日本の8時間制は？

戦後労働組合のとりくみ

後労働組合のとりくみ

が隆盛する中、日本では基準法が制定され、1日9時間、週40時間制となりました。しかし、労使協定で時間外労働が可能なため、実質的に週48時間制となっていました。1987年（昭和62年）には、過労死をもたらす「青天井」が生きていました。

大原則とされました。
「少しでも多く働かせた
使用者 VS 命と健康を守
るためにたたかう労働組合」
とのせめぎあいが、長時間
労働規制の歴史であり、労
働組合の社会的役割です。

大原則とされました。
「少しでも多く働かせた
い使用者 VS 命と健康を守
るためにたたかう労働組合」
とのせめぎあいが、長時間
労働規制の歴史であり、労
働組合の社会的役割です。